

資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	44
●損益計算書	45
●経費の内訳	46
●キャッシュ・フロー計算書	47
●剰余金処分計算書	48
●注記表	49

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	65
●利益総括表	65
●事業純益	65
●資金運用収支の内訳	66
●受取・支払利息の増減額	66

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	67
●定期貯金残高	67

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	67
●貸出金の金利条件別内訳残高	67
●貸出金の担保別内訳残高	68
●債務保証見返の担保別内訳残高	68
●貸出金の用途別内訳残高	68
●貸出金の業種別残高	69
●主要な農業関係の貸出金残高	69
●受託貸付金残高	70
●農協法に基づく開示債権の状況および 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	71
●元本補填契約のある信託にかかる 農協法に基づく開示債権の状況	71
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	71
●貸出金償却の額	71

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	72
●商品有価証券種類別平均残高	72
●有価証券残存期間別残高	72

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	73
●金銭の信託の時価情報	73
●デリバティブ取引等	74

経営諸指標

●利益率	74
●貯貸率・貯証率	74

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	75
1. 自己資本の状況	75
2. 信用リスクに関する事項	78
3. 信用リスク削減手法に関する事項	81
4. 派生商品取引および 長期決済期間取引のリスクに関する事項	82
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	84
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	84
7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	85
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	86
9. 金利リスクに関する事項	86

財務諸表の適正性等に関する確認

会計監査人の監査	89
----------	----

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	2,097	1,965	貯 金	1,574,727	1,605,089
預 け 金	934,067	923,096	当 座 貯 金	10,618	18,332
系統預け金	914,661	906,948	普 通 貯 金	17,902	5,816
系統外預け金	19,405	16,147	貯 蓄 貯 金	31	37
金 銭 の 信 託	40,840	34,711	別 段 貯 金	13,619	11,646
有 価 証 券	548,458	608,615	定 期 貯 金	1,532,535	1,569,231
国 債	9,656	12,966	定 期 積 金	20	24
地 方 債	1,441	6,711	譲 渡 性 貯 金	10,779	24,259
社 債	9,670	10,959	借 用 金	3,600	5,600
外 国 証 券	59,283	76,008	代 理 業 務 勘 定	0	0
受 益 証 券	468,406	501,969	そ の 他 負 債	4,078	1,381
貸 出 金	115,619	96,785	貸 付 留 保 金	-	130
手 形 貸 付	298	296	未 払 法 人 税 等	186	177
証 書 貸 付	51,355	54,631	金融派生商品負債	961	140
当 座 貸 越	26,657	5,373	仮 受 金	1,996	29
金融機関貸付	37,308	36,482	そ の 他 の 負 債	135	87
そ の 他 資 産	2,938	2,700	未 払 費 用	795	814
従 業 員 貸 付 金	407	391	前 受 収 益	2	1
差 入 保 証 金	1	81	諸 引 当 金	3,371	3,273
仮 払 金	8	3	相互援助積立金	2,640	2,579
未 収 金	1,332	902	賞 与 引 当 金	60	58
そ の 他 の 資 産	268	252	退職給付引当金	633	609
未 収 収 益	917	1,050	役員退職慰労引当金	36	26
前 払 費 用	3	17	繰 延 税 金 負 債	4,438	-
有 形 固 定 資 産	1,471	1,487	債 務 保 証	359	359
建 物	407	421	負 債 の 部 合 計	1,601,354	1,639,964
土 地	1,045	1,045	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	18	20	出 資 金	43,010	43,010
無 形 固 定 資 産	61	58	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
ソフトウェア	57	54	再 評 価 積 立 金	3	3
その他の無形固定資産	3	3	利 益 剰 余 金	64,268	63,863
外 部 出 資	76,114	76,118	利 益 準 備 金	30,755	29,955
系統出資	75,141	75,142	その他利益剰余金	33,513	33,908
系統外出資	913	915	経営安定化対策積立金	4,200	4,200
子会社等出資	60	60	特 別 積 立 金	23,390	23,390
繰 延 税 金 資 産	-	570	当期末処分剰余金	5,922	6,317
債 務 保 証 見 返	359	359	(うち当期剰余金)	(3,090)	(3,737)
貸 倒 引 当 金	△ 716	△ 70	会 員 資 本 合 計	107,282	106,877
			その他有価証券評価差額金	15,258	983
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,585	△ 1,426
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	12,672	△ 443
			純 資 産 の 部 合 計	119,955	106,433
資 産 の 部 合 計	1,721,309	1,746,397	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,721,309	1,746,397

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和5年度 (自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)
経常	収益	18,687	18,150
資金運用	収益	11,580	9,255
	貸出金利息	922	917
	預け金利息	18	18
	有価証券利息配当金	6,076	3,265
	その他受入利息	4,563	5,054
	(うち受取奨励金)	(4,484)	(4,523)
	(うち受取特別配当金)	(75)	(528)
役務取引等	収益	1,043	1,063
	受入為替手数料	28	29
	その他の受入手数料	1,014	1,033
	その他の役務取引等収益	0	0
その他事業	収益	4,677	6,913
	受取出資配当金	1,069	1,071
	受取助成金	10	9
	国債等債券売却益	3,596	5,832
その他経常	収益	1,385	918
	貸倒引当金戻入益	-	12
	金銭の信託運用益	1,351	875
	その他の経常収益	34	30
経常	費用	15,096	13,883
資金調達	費用	8,013	8,212
	貯金利息	31	32
	譲渡性貯金利息	3	3
	その他支払利息	7,978	8,176
	(うち支払奨励金)	(7,978)	(8,176)
役務取引等	費用	1,141	1,146
	支払為替手数料	6	6
	その他の支払手数料	1,134	1,139
その他事業	費用	3,171	2,385
	支払助成金	79	88
	国債等債券売却損	3,090	2,296
	金融派生商品費用	0	0
経常	費用	1,998	2,032
	人件費	1,071	1,177
	物件費	841	778
	税金	85	77
その他経常	費用	772	107
	貸倒引当金繰入額	646	-
	相互援助積立金繰入額	61	61
	金銭の信託運用損	44	27
	その他の経常費用	20	18
経常	利益	3,590	4,266
特別	利益	0	0
	その他の特別利益	0	0
特別	損失	0	0
	固定資産処分損	0	0
税引前当期	利益	3,590	4,267
法人税、住民税及び事業税		516	481
法人税等調整額		△ 16	48
法人税等合計		499	529
当期剰余金		3,090	3,737
当期首繰越剰余金		2,831	2,580
当期末処分剰余金		5,922	6,317

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目		令和 5 年度	令和 4 年度
人 件 費		1,071	1,177
	役 員 報 酬	70	70
	給 料 手 当	769	835
	うち賞与引当金繰入額	60	58
	福 利 厚 生 費	169	178
	退 職 給 付 費 用	51	83
	役 員 退 職 慰 労 金	0	0
	役員退職慰労引当金繰入額	9	9
物 件 費		841	778
	事 業 推 進 費	54	51
	債 権 管 理 費	2	1
	旅 費 交 通 費	26	15
	業 務 費	494	440
	負 担 金	103	103
	施 設 費	157	162
	雑 費	1	2
税 金		85	77
合 計		1,998	2,032



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度 (自令和 5年4月 1日 至令和 6年3月31日)	令和 4 年度 (自令和 4年4月 1日 至令和 5年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,590	4,267
減価償却費	47	47
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	646	△ 12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	24	△ 103
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	73	46
資金運用収益	△ 11,580	△ 9,255
資金調達費用	8,013	8,212
有価証券関係損益 (△は益)	△ 505	△ 3,536
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 1,306	△ 848
為替差損益 (△は益)	△ 782	△ 1,389
貸出金の純増 (△) 減	△ 18,834	△ 3,258
預け金の純増 (△) 減	△ 6,000	51,000
貯金の純増減 (△)	△ 43,841	△ 45,498
借用金の純増減 (△)	△ 2,000	△ 3,400
資金運用による収入	13,015	10,343
資金調達による支出	△ 8,031	△ 8,239
事業分量配当金の支払額	△ 1,882	△ 1,920
その他	1,611	△ 143
小 計	△ 67,742	△ 3,689
法人税等の支払額	△ 507	△ 535
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 68,249	△ 4,224
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 60,284	△ 69,420
有価証券の売却による収入	39,074	38,193
有価証券の償還による収入	100,776	34,850
金銭の信託の増加による支出	△ 5,823	△ 5,512
金銭の信託の減少による収入	445	△ 27
固定資産の取得による支出	△ 33	△ 40
投資活動によるキャッシュ・フロー	74,155	△ 1,955
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	5,102	△ 6,983
VI 現金及び現金同等物の期首残高	50,027	57,010
VII 現金及び現金同等物の期末残高	55,130	50,027

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和4年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,922	6,317
2 剰 余 金 処 分 額	3,247	3,485
(1) 利 益 準 備 金	700	800
(2) 任 意 積 立 金	—	—
経営安定化対策積立金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,744	1,882
3 次 期 繰 越 剰 余 金	2,675	2,831

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりであります。

令和5年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%
令和4年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりであります。

令和5年度ネット定期貯金平均残高に対して
0.100% 1,542百万円
0.0131% 202百万円 (令和5年度特別措置)

令和4年度ネット定期貯金平均残高に対して
0.100% 1,580百万円
0.0127% 200百万円 (令和4年度特別措置)
0.0064% 101百万円 (令和4年度特別措置)

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準などは次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

注記表

令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。 - a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 - b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 - c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 - d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確実な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 - e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかるとる事項に関する注記	⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛県 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。																		
2 会計上の見積りに関する注記	(1) 貸倒引当金 ① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 716百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																		
3 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,299百万円であります。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>0百万円</td><td>一百万円</td><td>0百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、330百万円であります。 (6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>3 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>690 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>一 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>一 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>693 百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和5年度末残高はありません。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	0百万円	一百万円	0百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3 百万円	危険債権額	690 百万円	三月以上延滞債権額	一 百万円	貸出条件緩和債権額	一 百万円	合計額	693 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	0百万円	一百万円	0百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3 百万円																		
危険債権額	690 百万円																		
三月以上延滞債権額	一 百万円																		
貸出条件緩和債権額	一 百万円																		
合計額	693 百万円																		

項 目	注 記 事 項														
3 貸借対照表に関する注記	(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は63,771百万円であります。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金17,840百万円が含まれております。														
4 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>0 〃</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>339百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>339 〃</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td><td></td></tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	339百万円	うち事業取引高	339 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	339百万円														
うち事業取引高	339 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
5 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。														

項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のV a Rは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で16,401百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なる場合もあります。

項 目	注 記 事 項																																																												
5 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項																																																												
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。																																																												
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>934,067 百万円</td><td>933,649 百万円</td><td>△417 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>40,840 〃</td><td>40,840 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>548,458 〃</td><td>548,458 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>115,619 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>709 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>114,910 〃</td><td>114,921 〃</td><td>11 〃</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,638,275 〃</td><td>1,637,869 〃</td><td>△406 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,585,506 〃</td><td>1,584,666 〃</td><td>△840 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,585,506 〃</td><td>1,584,666 〃</td><td>△840 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>(961) 百万円</td><td>(961) 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>(961) 〃</td><td>(961) 〃</td><td>— 〃</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	934,067 百万円	933,649 百万円	△417 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	40,840 〃	40,840 〃	— 〃	有価証券				その他有価証券	548,458 〃	548,458 〃	— 〃	貸出金	115,619 〃			貸倒引当金	709 〃			貸倒引当金控除後	114,910 〃	114,921 〃	11 〃	資産計	1,638,275 〃	1,637,869 〃	△406 〃	貯金	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃	負債計	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(961) 百万円	(961) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(961) 〃	(961) 〃	— 〃
		貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																									
	預け金	934,067 百万円	933,649 百万円	△417 百万円																																																									
	金銭の信託																																																												
	その他の金銭の信託	40,840 〃	40,840 〃	— 〃																																																									
	有価証券																																																												
	その他有価証券	548,458 〃	548,458 〃	— 〃																																																									
	貸出金	115,619 〃																																																											
貸倒引当金	709 〃																																																												
貸倒引当金控除後	114,910 〃	114,921 〃	11 〃																																																										
資産計	1,638,275 〃	1,637,869 〃	△406 〃																																																										
貯金	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃																																																										
負債計	1,585,506 〃	1,584,666 〃	△840 〃																																																										
デリバティブ取引																																																													
ヘッジ会計が適用されているもの	(961) 百万円	(961) 百万円	— 百万円																																																										
デリバティブ取引計	(961) 〃	(961) 〃	— 〃																																																										
(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金10,779百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。																																																													
② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明																																																													
【資産】																																																													
a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																													
b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。																																																													
c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。																																																													
d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																																													
【負債】																																																													
a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。 また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																													

項 目	注 記 事 項																																																																
5 金融商品に関する注記	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レートなどが含まれております。 ③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																																																
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>非 上 場 株 式</td><td>235百万円</td></tr><tr><td>組 合 出 資 金 等</td><td>75,879百万円</td></tr></table>		貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	235百万円	組 合 出 資 金 等	75,879百万円																																																										
		貸借対照表計上額																																																															
	非 上 場 株 式	235百万円																																																															
	組 合 出 資 金 等	75,879百万円																																																															
	(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 2. 当年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。 3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																																
	④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																																
	<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>934,067百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>16,497 〃</td><td>66,133 〃</td><td>45,395 〃</td><td>37,548 〃</td><td>29,266 〃</td><td>325,290 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>16,497 〃</td><td>66,133 〃</td><td>45,395 〃</td><td>37,548 〃</td><td>29,266 〃</td><td>325,290 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>43,541 〃</td><td>14,791 〃</td><td>12,235 〃</td><td>7,380 〃</td><td>8,505 〃</td><td>29,165 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>994,105 〃</td><td>80,925 〃</td><td>57,630 〃</td><td>44,929 〃</td><td>37,771 〃</td><td>354,455 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	934,067百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃	貸出金	43,541 〃	14,791 〃	12,235 〃	7,380 〃	8,505 〃	29,165 〃	合 計	994,105 〃	80,925 〃	57,630 〃	44,929 〃	37,771 〃	354,455 〃																						
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																										
	預け金	934,067百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																										
有価証券	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃																																																											
その他有価証券のうち満期があるもの	16,497 〃	66,133 〃	45,395 〃	37,548 〃	29,266 〃	325,290 〃																																																											
貸出金	43,541 〃	14,791 〃	12,235 〃	7,380 〃	8,505 〃	29,165 〃																																																											
合 計	994,105 〃	80,925 〃	57,630 〃	44,929 〃	37,771 〃	354,455 〃																																																											
(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）26,001百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。																																																																	
⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額																																																																	
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,574,629百万円</td><td>58 百万円</td><td>34 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>4 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>10,779 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,585,408 〃</td><td>58 〃</td><td>34 〃</td><td>－ 〃</td><td>4 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,574,629百万円	58 百万円	34 百万円	－ 百万円	4 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	10,779 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,585,408 〃	58 〃	34 〃	－ 〃	4 〃	－ 〃																																					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																											
貯金	1,574,629百万円	58 百万円	34 百万円	－ 百万円	4 百万円	－ 百万円																																																											
譲渡性貯金	10,779 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																											
合 計	1,585,408 〃	58 〃	34 〃	－ 〃	4 〃	－ 〃																																																											
(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。																																																																	
6 有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																																
	<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>債 券</td><td>58,921 百万円</td><td>47,501 百万円</td><td>11,419 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>4,052 〃</td><td>3,999 〃</td><td>53 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>579 〃</td><td>577 〃</td><td>2 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>54,288 〃</td><td>42,924 〃</td><td>11,364 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>281,660 〃</td><td>253,893 〃</td><td>27,766 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>340,581 〃</td><td>301,394 〃</td><td>39,186 〃</td></tr><tr><td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>債 券</td><td>21,130 百万円</td><td>21,532 百万円</td><td>△ 402 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>5,603 〃</td><td>5,932 〃</td><td>△ 329 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>1,441 〃</td><td>1,441 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>9,091 〃</td><td>9,158 〃</td><td>△ 67 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,994 〃</td><td>5,000 〃</td><td>△ 5 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>186,746 〃</td><td>206,075 〃</td><td>△ 19,329 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>207,876 〃</td><td>227,608 〃</td><td>△ 19,732 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>548,458 〃</td><td>529,003 〃</td><td>19,454 〃</td></tr></table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	58,921 百万円	47,501 百万円	11,419 百万円	国 債	4,052 〃	3,999 〃	53 〃	社 債	579 〃	577 〃	2 〃	その他	54,288 〃	42,924 〃	11,364 〃	そ の 他	281,660 〃	253,893 〃	27,766 〃	小 計	340,581 〃	301,394 〃	39,186 〃	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	21,130 百万円	21,532 百万円	△ 402 百万円	国 債	5,603 〃	5,932 〃	△ 329 〃	地方債	1,441 〃	1,441 〃	－ 〃	社 債	9,091 〃	9,158 〃	△ 67 〃	その他	4,994 〃	5,000 〃	△ 5 〃	そ の 他	186,746 〃	206,075 〃	△ 19,329 〃	小 計	207,876 〃	227,608 〃	△ 19,732 〃	合 計		548,458 〃	529,003 〃	19,454 〃
		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																												
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	58,921 百万円	47,501 百万円	11,419 百万円																																																												
		国 債	4,052 〃	3,999 〃	53 〃																																																												
		社 債	579 〃	577 〃	2 〃																																																												
		その他	54,288 〃	42,924 〃	11,364 〃																																																												
		そ の 他	281,660 〃	253,893 〃	27,766 〃																																																												
		小 計	340,581 〃	301,394 〃	39,186 〃																																																												
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	21,130 百万円	21,532 百万円	△ 402 百万円																																																												
国 債		5,603 〃	5,932 〃	△ 329 〃																																																													
地方債		1,441 〃	1,441 〃	－ 〃																																																													
社 債		9,091 〃	9,158 〃	△ 67 〃																																																													
その他		4,994 〃	5,000 〃	△ 5 〃																																																													
そ の 他		186,746 〃	206,075 〃	△ 19,329 〃																																																													
小 計	207,876 〃	227,608 〃	△ 19,732 〃																																																														
合 計		548,458 〃	529,003 〃	19,454 〃																																																													
(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,388百万円を差し引いた金額14,065百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。																																																																	
(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。																																																																	
<table><tr><th></th><th>売却額</th><th>売却益</th><th>売却損</th></tr><tr><td>債 券</td><td>41,918百万円</td><td>3,596百万円</td><td>3,090百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>41,918 〃</td><td>3,596 〃</td><td>3,090 〃</td></tr></table>		売却額	売却益	売却損	債 券	41,918百万円	3,596百万円	3,090百万円	合 計	41,918 〃	3,596 〃	3,090 〃																																																					
	売却額	売却益	売却損																																																														
債 券	41,918百万円	3,596百万円	3,090百万円																																																														
合 計	41,918 〃	3,596 〃	3,090 〃																																																														

項 目	注 記 事 項														
7 金銭の信託に関する注記	金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>40,840百万円</td><td>39,191百万円</td><td>1,649百万円</td><td>2,077百万円</td><td>428百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債456百万円を差し引いた金額1,192百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	40,840百万円	39,191百万円	1,649百万円	2,077百万円	428百万円		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの										
その他の 金銭の信託	40,840百万円	39,191百万円	1,649百万円	2,077百万円	428百万円										
8 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>609百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>51 〃</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△27 〃</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>633 〃</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>633百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>633百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>51百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。 また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、98百万円となっております。	期首における退職給付引当金	609百万円	退職給付費用	51 〃	退職給付の支払額	△27 〃	期末における退職給付引当金	633 〃	退職給付債務	633百万円	退職給付引当金	633百万円	簡便法で計算した退職給付費用	51百万円
期首における退職給付引当金	609百万円														
退職給付費用	51 〃														
退職給付の支払額	△27 〃														
期末における退職給付引当金	633 〃														
退職給付債務	633百万円														
退職給付引当金	633百万円														
簡便法で計算した退職給付費用	51百万円														

項 目	注 記 事 項		
9 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		
	繰延税金資産		
	貸倒引当金超過額	101	百万円
	退職給付引当金超過額	175	〃
	賞与引当金超過額	16	〃
	相互援助積立金超過額	731	〃
	未払事業税	31	〃
	役員退職慰労引当金超過額	9	〃
	支払奨励金の未払利息	183	〃
	繰延ヘッジ損益	990	〃
	その他	26	〃
	繰延税金資産小計	2,267	〃
	評価性引当額	△836	〃
	繰延税金資産合計 (A)	1,431	〃
	繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△5,845	百万円
	外債未収利息	△24	〃
	繰延税金負債合計 (B)	△5,869	〃
	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△4,438	〃
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
	法定実効税率 (調整)	27.7	%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1	〃
	事業分量配当金	△13.5	〃
	評価性引当額の増減	3.3	〃
	その他	0.2	〃
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.9	〃
10 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。		
	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円
	持分法を適用した場合の投資の金額	211	〃
	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△11	〃
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。		

注記表

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。 - a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 - b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 - c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 - d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確実な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 - e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかると注記する事項	⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。																		
2 会計方針の変更に関する注記	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置の取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。 これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。																		
3 会計上の見積りに関する注記	(1) 貸倒引当金 ① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 70百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																		
4 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,271百万円であります。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>2百万円</td><td>1百万円</td><td>3百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れております。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、374百万円であります。 (6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>0 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>62 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>62 百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	2百万円	1百万円	3百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円	危険債権額	62 百万円	三月以上延滞債権額	— 百万円	貸出条件緩和債権額	— 百万円	合計額	62 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	2百万円	1百万円	3百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円																		
危険債権額	62 百万円																		
三月以上延滞債権額	— 百万円																		
貸出条件緩和債権額	— 百万円																		
合計額	62 百万円																		

項 目	注 記 事 項														
4 貸借対照表に関する注記	貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和4年度末残高はありません。 (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,036百万円であります。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金17,840百万円が含まれております。														
5 損益計算書に関する注記	<table> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>0 〃</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>— 〃</td></tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>294百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>294 〃</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>— 〃</td></tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td><td></td></tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	— 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	294百万円	うち事業取引高	294 〃	うち事業取引以外の取引高	— 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	— 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	294百万円														
うち事業取引高	294 〃														
うち事業取引以外の取引高	— 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
6 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券などであり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。更に、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。														

項 目	注 記 事 項
6 金融商品に関する注記	b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で24,959百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

項 目	注 記 事 項																																																												
6 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項																																																												
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。																																																												
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>923,096 百万円</td><td>923,031 百万円</td><td>△64 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>34,711 〃</td><td>34,711 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>608,615 〃</td><td>608,615 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>96,785 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>68 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>96,716 〃</td><td>96,887 〃</td><td>171 〃</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,663,139 〃</td><td>1,663,246 〃</td><td>107 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,629,348 〃</td><td>1,629,173 〃</td><td>△175 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,629,348 〃</td><td>1,629,173 〃</td><td>△175 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>(140) 百万円</td><td>(140) 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>(140) 〃</td><td>(140) 〃</td><td>— 〃</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	923,096 百万円	923,031 百万円	△64 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	34,711 〃	34,711 〃	— 〃	有価証券				その他有価証券	608,615 〃	608,615 〃	— 〃	貸出金	96,785 〃			貸倒引当金	68 〃			貸倒引当金控除後	96,716 〃	96,887 〃	171 〃	資産計	1,663,139 〃	1,663,246 〃	107 〃	貯金	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃	負債計	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(140) 百万円	(140) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(140) 〃	(140) 〃	— 〃
		貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																									
	預け金	923,096 百万円	923,031 百万円	△64 百万円																																																									
	金銭の信託																																																												
	その他の金銭の信託	34,711 〃	34,711 〃	— 〃																																																									
	有価証券																																																												
	その他有価証券	608,615 〃	608,615 〃	— 〃																																																									
	貸出金	96,785 〃																																																											
貸倒引当金	68 〃																																																												
貸倒引当金控除後	96,716 〃	96,887 〃	171 〃																																																										
資産計	1,663,139 〃	1,663,246 〃	107 〃																																																										
貯金	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃																																																										
負債計	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃																																																										
デリバティブ取引																																																													
ヘッジ会計が適用されているもの	(140) 百万円	(140) 百万円	— 百万円																																																										
デリバティブ取引計	(140) 〃	(140) 〃	— 〃																																																										
(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金24,259百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。																																																													
② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明																																																													
【資産】																																																													
a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																													
b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。																																																													
c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関などの第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティなどが含まれております。																																																													
d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																																													
【負債】																																																													
a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。 また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																													

項 目	注 記 事 項																																																																				
6 金融商品に関する注記	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レートなどが含まれております。 ③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																																																				
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>非 上 場 株 式</td><td>237百万円</td></tr><tr><td>組 合 出 資 金 等</td><td>75,880百万円</td></tr></table>		貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	237百万円	組 合 出 資 金 等	75,880百万円																																																														
		貸借対照表計上額																																																																			
	非 上 場 株 式	237百万円																																																																			
	組 合 出 資 金 等	75,880百万円																																																																			
	(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																																				
	④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																																				
	<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>923,096百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>17,812 〃</td><td>45,897 〃</td><td>75,647 〃</td><td>102,344 〃</td><td>102,274 〃</td><td>255,997 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>17,812 〃</td><td>45,897 〃</td><td>75,647 〃</td><td>102,344 〃</td><td>102,274 〃</td><td>255,997 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>23,816 〃</td><td>15,504 〃</td><td>11,418 〃</td><td>8,173 〃</td><td>5,945 〃</td><td>31,926 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>964,725 〃</td><td>61,402 〃</td><td>87,066 〃</td><td>110,517 〃</td><td>108,220 〃</td><td>287,923 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	923,096百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃	貸出金	23,816 〃	15,504 〃	11,418 〃	8,173 〃	5,945 〃	31,926 〃	合 計	964,725 〃	61,402 〃	87,066 〃	110,517 〃	108,220 〃	287,923 〃																										
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																														
	預け金	923,096百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																														
有価証券	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃																																																															
その他有価証券のうち満期があるもの	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃																																																															
貸出金	23,816 〃	15,504 〃	11,418 〃	8,173 〃	5,945 〃	31,926 〃																																																															
合 計	964,725 〃	61,402 〃	87,066 〃	110,517 〃	108,220 〃	287,923 〃																																																															
(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）3,778百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約付貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。																																																																					
⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額																																																																					
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,581,001百万円</td><td>24,036百万円</td><td>43百万円</td><td>7百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>24,259 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,605,261 〃</td><td>24,036 〃</td><td>43 〃</td><td>7 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,581,001百万円	24,036百万円	43百万円	7百万円	－ 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	24,259 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,605,261 〃	24,036 〃	43 〃	7 〃	－ 〃	－ 〃																																									
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																															
貯金	1,581,001百万円	24,036百万円	43百万円	7百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																															
譲渡性貯金	24,259 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																															
合 計	1,605,261 〃	24,036 〃	43 〃	7 〃	－ 〃	－ 〃																																																															
(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。																																																																					
7 有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																																				
	<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>債 券</td><td>71,315 百万円</td><td>61,542 百万円</td><td>9,773 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>2,029 〃</td><td>1,986 〃</td><td>42 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>499 〃</td><td>494 〃</td><td>5 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>3,444 〃</td><td>3,393 〃</td><td>51 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>65,341 〃</td><td>55,667 〃</td><td>9,673 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>267,341 〃</td><td>252,938 〃</td><td>14,403 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>338,657 〃</td><td>314,480 〃</td><td>24,176 〃</td></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>債 券</td><td>35,330 百万円</td><td>36,129 百万円</td><td>△ 798 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>10,937 〃</td><td>11,079 〃</td><td>△ 142 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>6,212 〃</td><td>6,453 〃</td><td>△ 241 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>7,514 〃</td><td>7,600 〃</td><td>△ 85 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>10,667 〃</td><td>10,995 〃</td><td>△ 328 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>234,627 〃</td><td>257,499 〃</td><td>△ 22,872 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>269,958 〃</td><td>293,628 〃</td><td>△ 23,670 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>608,615 〃</td><td>608,109 〃</td><td>506 〃</td></tr></table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	71,315 百万円	61,542 百万円	9,773 百万円	国 債	2,029 〃	1,986 〃	42 〃	地方債	499 〃	494 〃	5 〃	社 債	3,444 〃	3,393 〃	51 〃	その他	65,341 〃	55,667 〃	9,673 〃	そ の 他	267,341 〃	252,938 〃	14,403 〃	小 計	338,657 〃	314,480 〃	24,176 〃	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	35,330 百万円	36,129 百万円	△ 798 百万円	国 債	10,937 〃	11,079 〃	△ 142 〃	地方債	6,212 〃	6,453 〃	△ 241 〃	社 債	7,514 〃	7,600 〃	△ 85 〃	その他	10,667 〃	10,995 〃	△ 328 〃	そ の 他	234,627 〃	257,499 〃	△ 22,872 〃	小 計	269,958 〃	293,628 〃	△ 23,670 〃	合 計		608,615 〃	608,109 〃	506 〃
		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																																
	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	71,315 百万円	61,542 百万円	9,773 百万円																																																																
		国 債	2,029 〃	1,986 〃	42 〃																																																																
		地方債	499 〃	494 〃	5 〃																																																																
		社 債	3,444 〃	3,393 〃	51 〃																																																																
		その他	65,341 〃	55,667 〃	9,673 〃																																																																
		そ の 他	267,341 〃	252,938 〃	14,403 〃																																																																
		小 計	338,657 〃	314,480 〃	24,176 〃																																																																
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	35,330 百万円	36,129 百万円	△ 798 百万円																																																																	
	国 債	10,937 〃	11,079 〃	△ 142 〃																																																																	
	地方債	6,212 〃	6,453 〃	△ 241 〃																																																																	
	社 債	7,514 〃	7,600 〃	△ 85 〃																																																																	
	その他	10,667 〃	10,995 〃	△ 328 〃																																																																	
	そ の 他	234,627 〃	257,499 〃	△ 22,872 〃																																																																	
	小 計	269,958 〃	293,628 〃	△ 23,670 〃																																																																	
合 計		608,615 〃	608,109 〃	506 〃																																																																	
(注) 上記差額合計から繰延税金負債140百万円を差し引いた金額366百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。																																																																					
(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。																																																																					
<table><tr><th></th><th>売却額</th><th>売却益</th><th>売却損</th></tr><tr><td>債 券</td><td>40,435百万円</td><td>5,832百万円</td><td>2,296百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>40,435 〃</td><td>5,832 〃</td><td>2,296 〃</td></tr></table>		売却額	売却益	売却損	債 券	40,435百万円	5,832百万円	2,296百万円	合 計	40,435 〃	5,832 〃	2,296 〃																																																									
	売却額	売却益	売却損																																																																		
債 券	40,435百万円	5,832百万円	2,296百万円																																																																		
合 計	40,435 〃	5,832 〃	2,296 〃																																																																		

項 目	注 記 事 項														
8 金銭の信託に関する注記	金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>34,711百万円</td><td>33,857百万円</td><td>853百万円</td><td>1,620百万円</td><td>766百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債236百万円を差し引いた金額616百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	34,711百万円	33,857百万円	853百万円	1,620百万円	766百万円		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの										
その他の 金銭の信託	34,711百万円	33,857百万円	853百万円	1,620百万円	766百万円										
9 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>712百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>83 〃</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△186 〃</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>609 〃</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>609百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>609百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>83百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法などを廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。 また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、116百万円となっております。	期首における退職給付引当金	712百万円	退職給付費用	83 〃	退職給付の支払額	△186 〃	期末における退職給付引当金	609 〃	退職給付債務	609百万円	退職給付引当金	609百万円	簡便法で計算した退職給付費用	83百万円
期首における退職給付引当金	712百万円														
退職給付費用	83 〃														
退職給付の支払額	△186 〃														
期末における退職給付引当金	609 〃														
退職給付債務	609百万円														
退職給付引当金	609百万円														
簡便法で計算した退職給付費用	83百万円														

項 目	注 記 事 項																																																			
10 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 <table><tr><td>繰延税金資産</td><td></td><td></td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>168</td><td>百万円</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>16</td><td>〃</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>714</td><td>〃</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>30</td><td>〃</td></tr><tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>7</td><td>〃</td></tr><tr><td>支払奨励金の未払利息</td><td>188</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td>546</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>13</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,685</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△716</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>969</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△376</td><td>百万円</td></tr><tr><td>外債未収利息</td><td>△22</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△399</td><td>〃</td></tr><tr><td>繰延税金資産の純額 (A) + (B)</td><td>570</td><td>〃</td></tr></table>	繰延税金資産			退職給付引当金超過額	168	百万円	賞与引当金超過額	16	〃	相互援助積立金超過額	714	〃	未払事業税	30	〃	役員退職慰労引当金超過額	7	〃	支払奨励金の未払利息	188	〃	繰延ヘッジ損益	546	〃	その他	13	〃	繰延税金資産小計	1,685	〃	評価性引当額	△716	〃	繰延税金資産合計 (A)	969	〃	繰延税金負債			その他有価証券評価差額金	△376	百万円	外債未収利息	△22	〃	繰延税金負債合計 (B)	△399	〃	繰延税金資産の純額 (A) + (B)	570	〃
	繰延税金資産																																																			
退職給付引当金超過額	168	百万円																																																		
賞与引当金超過額	16	〃																																																		
相互援助積立金超過額	714	〃																																																		
未払事業税	30	〃																																																		
役員退職慰労引当金超過額	7	〃																																																		
支払奨励金の未払利息	188	〃																																																		
繰延ヘッジ損益	546	〃																																																		
その他	13	〃																																																		
繰延税金資産小計	1,685	〃																																																		
評価性引当額	△716	〃																																																		
繰延税金資産合計 (A)	969	〃																																																		
繰延税金負債																																																				
その他有価証券評価差額金	△376	百万円																																																		
外債未収利息	△22	〃																																																		
繰延税金負債合計 (B)	△399	〃																																																		
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	570	〃																																																		
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table><tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.7</td><td>%</td></tr><tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3</td><td>%</td></tr><tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△3.5</td><td>〃</td></tr><tr><td>事業分量配当金</td><td>△12.2</td><td>〃</td></tr><tr><td>評価性引当額の増減</td><td>0.4</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>△0.3</td><td>〃</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>12.4</td><td>〃</td></tr></table>	法定実効税率 (調整)	27.7	%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5	〃	事業分量配当金	△12.2	〃	評価性引当額の増減	0.4	〃	その他	△0.3	〃	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4	〃																														
法定実効税率 (調整)	27.7	%																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5	〃																																																		
事業分量配当金	△12.2	〃																																																		
評価性引当額の増減	0.4	〃																																																		
その他	△0.3	〃																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4	〃																																																		
11 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。 <table><tr><td>関連法人等に対する投資の金額</td><td>60</td><td>百万円</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資の金額</td><td>222</td><td>〃</td></tr><tr><td>持分法を適用した場合の投資損失の金額</td><td>△17</td><td>〃</td></tr></table>	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	222	〃	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△17	〃																																										
関連法人等に対する投資の金額	60	百万円																																																		
持分法を適用した場合の投資の金額	222	〃																																																		
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△17	〃																																																		
12 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。																																																			

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
経 常 収 益	18,687	18,150	16,775	16,608	17,893
経 常 利 益	3,590	4,266	4,750	3,791	4,191
当 期 剰 余 金	3,090	3,737	4,082	3,388	3,692
出 資 金 (出 資 口 数)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)
純 資 産 額	119,955	106,433	115,282	118,323	106,411
総 資 産 額	1,721,309	1,746,397	1,808,759	1,827,029	1,791,949
貯 金 等 残 高	1,585,506	1,629,348	1,674,847	1,675,755	1,651,392
貸 出 金 残 高	115,619	96,785	93,526	100,269	92,746
有 価 証 券 残 高	548,458	608,615	622,431	587,413	543,807
剰 余 金 配 当 金 額	2,547	2,685	2,722	2,715	2,702
普 通 出 資 配 当 額	623	623	623	623	623
後 配 出 資 配 当 額	179	179	179	179	179
事 業 分 量 配 当 額	1,744	1,882	1,920	1,912	1,899
職 員 数	137	132	132	134	121
単 体 自 己 資 本 比 率	17.65	17.15	16.65	16.31	16.81

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度	増 減
資 金 運 用 収 支	3,750	1,198	2,551
役 務 取 引 等 収 支	△ 97	△ 82	△ 15
そ の 他 事 業 収 支	1,506	4,528	△ 3,021
事 業 粗 利 益	5,158	5,644	△ 485
(事 業 粗 利 益 率)	(0.32)	(0.34)	(△ 0.02)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和4年度	増 減
事 業 純 益	3,147	3,611	△ 463
実 質 事 業 純 益	3,160	3,611	△ 450
コ ア 事 業 純 益	2,654	74	2,580
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	1,591	2,712	△ 1,121

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益であります。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,600,079	11,580	0.726	1,650,147	9,255	0.561
うち 預 け 金	933,668	4,578	0.492	949,345	5,070	0.534
うち 有 価 証 券	573,097	6,076	1.063	606,444	3,265	0.538
うち 貸 出 金	92,903	922	0.995	93,983	917	0.976
資 金 調 達 勘 定	1,572,124	7,830	0.499	1,622,399	8,057	0.497
うち 貯 金・定 積	1,580,332	8,009	0.508	1,620,442	8,209	0.507
うち 譲 渡 性 貯 金	23,466	3	0.013	25,588	3	0.013
うち 借 用 金	4,969	—	0.000	7,607	—	0.000
経 費	1,998			2,032		
資 金 調 達 原 価 率	—		0.625	—		0.622
総 資 金 利 ざ や	—		0.101	—		△ 0.061

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用) ÷ (資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息
 ＋その他支払利息(支払雑利息等)
 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれております。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和4年度増減額
受 取 利 息	2,325	△ 2,304
うち 預 け 金	△ 491	△ 789
うち 有 価 証 券	2,811	△ 1,532
うち 貸 出 金	4	17
支 払 利 息	△ 226	△ 539
うち 貯 金・定 積	△ 199	△ 509
うち 譲 渡 性 貯 金	△ 0	0
うち 借 用 金	—	—
差 引	2,551	△ 1,765

- (注) 1. 増減額は前年度対比であります。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額であります。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
流 動 性 貯 金	27,277 (1.7)	25,484 (1.5)	1,793
定 期 性 貯 金	1,552,717 (96.8)	1,594,743 (96.9)	△ 42,025
そ の 他 の 貯 金	337 (0.0)	214 (0.0)	122
計	1,580,332 (98.5)	1,620,442 (98.4)	△ 40,109
譲 渡 性 貯 金	23,466 (1.5)	25,588 (1.6)	△ 2,122
合 計	1,603,799 (100.0)	1,646,031 (100.0)	△ 42,232

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比であります。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
定 期 貯 金	1,532,535 (100.0)	1,569,231 (100.0)	△ 36,696
うち固定金利定期	1,532,534 (100.0)	1,569,231 (100.0)	△ 36,696
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比であります。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
手 形 貸 付	293	352	△ 59
証 書 貸 付	54,436	57,294	△ 2,858
当 座 貸 越	1,825	1,822	3
金 融 機 関 貸 付	36,348	34,513	1,834
割 引 手 形	—	0	△ 0
合 計	92,903	93,983	△ 1,079

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	53,422 (46.2)	56,787 (58.7)	△ 3,364
変 動 金 利 貸 出	62,196 (53.8)	39,997 (41.3)	22,199
合 計	115,619 (100.0)	96,785 (100.0)	18,834

- (注) () 内は構成比であります。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
貯金・定期積金等	26,121	3,895	22,225
有 価 証 券	—	—	—
動 産	25	26	△ 1
不 動 産	149	170	△ 20
そ の 他 担 保 物	4,118	4,605	△ 487
小 計	30,414	8,698	21,715
農業信用基金協会保証	263	300	△ 36
そ の 他 保 証	652	855	△ 203
小 計	916	1,155	△ 239
信 用	84,288	86,930	△ 2,641
合 計	115,619	96,785	18,834

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	191	197	△ 5
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	191	197	△ 5
信 用	167	161	5
合 計	359	359	0

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
設 備 資 金	8,372 (7.2)	10,024 (10.4)	△ 1,652
運 転 資 金	107,247 (92.8)	86,760 (89.6)	20,486
合 計	115,619 (100.0)	96,785 (100.0)	18,834

(注) () 内は構成比であります。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
農 業	542 (0.5)	624 (0.6)	△ 81
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	4,709 (4.1)	5,317 (5.5)	△ 608
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	465 (0.4)	538 (0.6)	△ 73
電気・ガス・熱供給・水道業	— (—)	1,000 (1.0)	△ 1,000
運 輸 ・ 通 信 業	5,271 (4.6)	5,454 (5.6)	△ 182
卸売・小売・飲食業	2,495 (2.2)	3,093 (3.2)	△ 598
金 融 ・ 保 険 業	64,336 (55.6)	41,544 (42.9)	22,791
不 動 産 業	2,335 (2.0)	2,331 (2.4)	3
サ ー ビ ス 業	8,643 (7.5)	9,714 (10.0)	△ 1,070
地 方 公 共 団 体	18,998 (16.4)	18,720 (19.3)	277
そ の 他	7,821 (6.8)	8,445 (8.7)	△ 623
合 計	115,619 (100.0)	96,785 (100.0)	18,834

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）であります。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
農 業	570	652	△ 82
穀 作	41	32	8
野 菜 ・ 園 芸	110	146	△ 35
果樹・樹園農業	113	132	△ 19
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	31	29	1
養 鶏 ・ 鶏 卵	100	115	△ 15
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	172	194	△ 22
農業関連団体等	973	1,218	△ 244
合 計	1,543	1,870	△ 326

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当いたします。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高であります。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社などが含まれております。

②資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,187	1,484	△ 296
農 業 制 度 資 金	356	386	△ 30
農業近代化資金	356	386	△ 30
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,543	1,870	△ 326

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当いたします。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,664	3,325	338
そ の 他	4	8	△ 3
合 計	3,668	3,334	334

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	3,664	3,325	338
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	21	24	△ 3
(独)住宅金融支援機構	1,425	1,685	△ 259
(独)福祉医療機構	0	0	△ 0
農 業 改 良 資 金	—	—	—
就 農 支 援 資 金	4	8	△ 3
合 計	5,116	5,044	71

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	3	—	—	3	3
	令和4年度	0	—	—	0	0
危 険 債 権	令和5年度	690	0	50	630	682
	令和4年度	62	0	52	—	53
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	—	—	—	—
		令和4年度	—	—	—	—
小 計	令和5年度	693	0	50	633	685
	令和4年度	62	0	52	0	53
正 常 債 権	令和5年度	115,328				
	令和4年度	97,116				
合 計	令和5年度	116,022				
	令和4年度	97,178				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして(注)1.2.3.4.5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 5 年 度					令 和 4 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	70	83	—	70	83	82	70	—	82	70
個別貸倒引当金	0	633	—	0	633	0	0	—	0	0
合 計	70	716	—	70	716	82	70	—	82	70

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、令和5年度および令和4年度においては発生していません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
国 債	8,099	11,207	△ 3,107
地 方 債	3,774	3,394	380
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	10,124	11,132	△ 1,007
株 式	—	—	—
外 国 証 券	53,275	69,457	△ 16,181
受 益 証 券	497,823	511,253	△ 13,430
投 資 証 券	—	—	—
合 計	573,097	606,444	△ 33,347

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 5 年度								
国 債	—	—	—	—	—	9,656	—	9,656
地 方 債	—	—	—	—	691	750	—	1,441
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	1,983	—	7,687	—	9,670
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	12,061	17,946	9,992	—	4,015	15,267	—	59,283
受 益 証 券	8,316	98,150	59,180	50,692	77,684	157,004	17,377	468,406
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度								
国 債	—	—	—	—	—	12,966	—	12,966
地 方 債	—	—	—	—	4,223	2,488	—	6,711
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	7,964	2,994	10,959
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	15,638	18,831	17,342	3,512	5,270	15,413	—	76,008
受 益 証 券	5,057	106,158	189,529	43,912	80,110	70,094	7,106	501,969
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

- ①売買目的有価証券
該当する取引はありません。
- ②満期保有目的の債券
該当する取引はありません。
- ③その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		令和 5 年度			令和 4 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
取得原価を 超過するもの	債 券	4,632	4,576	55	5,973	5,874	99
	国 債	4,052	3,999	53	2,029	1,986	42
	地 方 債	—	—	—	499	494	5
	社 債	579	577	2	3,444	3,393	51
	そ の 他	335,949	296,818	39,131	332,683	308,606	24,077
	外 国 証 券	54,288	42,924	11,364	65,341	55,667	9,673
	そ の 他 の 証 券	281,660	253,893	27,766	267,341	252,938	14,403
	小 計	340,581	301,394	39,186	338,657	314,480	24,176
取得原価を 超えないもの	債 券	16,135	16,532	△396	24,663	25,133	△469
	国 債	5,603	5,932	△329	10,937	11,079	△142
	地 方 債	1,441	1,441	—	6,212	6,453	△241
	社 債	9,091	9,158	△67	7,514	7,600	△85
	そ の 他	191,740	211,075	△19,335	245,294	268,495	△23,201
	外 国 証 券	4,994	5,000	△5	10,667	10,995	△328
	そ の 他 の 証 券	186,746	206,075	△19,329	234,627	257,499	△22,872
	小 計	207,876	227,608	△19,732	269,958	293,628	△23,670
合 計		548,458	529,003	19,454	608,615	608,109	506

金銭の信託の時価情報

- ①運用目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
- ②満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和 5 年度					令和 4 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	40,840	39,191	1,649	2,077	△428	34,711	33,857	853	1,620	△766

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 5 年度			令和 4 年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	29,820	30,781	△ 961	31,116	31,257	△ 140
		買 建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	計		29,820	30,781	△ 961	31,116	31,257	△ 140

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されております。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
総資産経常利益率	0.21	0.24	△ 0.03
純資産経常利益率	3.38	4.07	△ 0.69
総資産当期純利益率	0.18	0.21	△ 0.03
純資産当期純利益率	2.91	3.56	△ 0.65

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 5 年度	令和 4 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	7.3	5.9	1.4
	期中平均	5.8	5.7	0.1
貯 証 率	期 末	34.6	37.4	△ 2.8
	期中平均	35.7	36.8	△ 1.1

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和6年3月末における自己資本比率は、17.65%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	230億円（前年度 230億円）

後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	経過措置による不算入額	令和4年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員資本の額	104,735		104,191	
うち、出資金及び資本準備金の額	43,010		43,010	
うち、再評価積立金の額	3		3	
うち、利益剰余金の額	64,268		63,863	
うち、外部流出予定額(△)	2,547		2,685	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,723		2,649	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,723		2,649	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	107,459		106,841	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	61		58	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	61		58	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
前払年金費用の額	—		—	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		—	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	61		58	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	107,398		106,782	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	599,737		613,178	
資産(オン・バランス)項目	594,804		607,139	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス項目	4,831		5,872	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	100		166	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	8,685		9,380	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	608,422		622,559	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ)/(ニ)	17.65%		17.15%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しております。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法であります。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現 金	2,097	—	—	1,965	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	13,789	—	—	16,493	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	33,223	—	—	51,144	—	—
我が国の地方公共団体向け	20,440	—	—	25,671	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,637	363	14	3,895	389	15
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	979,411	195,658	7,826	943,409	188,411	7,536
法 人 等 向 け	65,660	30,138	1,205	70,021	35,180	1,407
中小企業等向け及び個人向け	129	95	3	127	94	3
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	107	32	1	67	23	0
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	99	99	3	147	131	5
三 月 以 上 延 滞 等	3	—	—	0	—	—
取 立 未 済 手 形	100	20	0	72	14	0
信用保証協会等による保証付	263	26	1	311	31	1
出 資 等	2,331	2,331	93	2,335	2,335	93
うち出資等のエクスポージャー	2,331	2,331	93	2,335	2,335	93
上 記 以 外	97,237	239,799	9,591	100,330	247,383	9,895
(うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー)	3,001	7,502	300	6,011	15,027	601
(うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー)	91,622	229,057	9,162	91,624	229,061	9,162
(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー)	416	1,042	41	400	1,000	40
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,196	2,196	87	2,294	2,294	91
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	499,160	131,071	5,242	544,297	139,016	5,560
うちルックスルー方式	499,160	131,071	5,242	544,297	139,016	5,560
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,717,694	599,636	23,985	1,760,289	613,011	24,520
C V A リ ス ク 相 当 額 ÷ 8 %		100	4		166	6
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト の 額)	1,717,694	599,737	23,989	1,760,289	613,178	24,527
オベレーション・リスク に対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーション・ リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーション・ リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己 資本額 b=a×4%
	8,685		347	9,380		375
所 要 自 己 資 本 額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己 資本額 b=a×4%
	608,422		24,336	622,559		24,902

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当いたします。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当いたします。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーション・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。
- ＜オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスクのことです。

当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 49）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりであります。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことであります。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりであります。

エ ク ス ポ ー ジャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和5年度					令和4年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,170,305	132,507	21,136	—	3	1,148,844	112,425	31,046	—	0
	外	48,228	—	48,228	—	—	67,148	—	67,148	—	—
	地域別残高計	1,218,533	132,507	69,364	—	3	1,215,992	112,425	98,194	—	0
法人	農 業	618	618	—	—	—	712	712	—	—	—
	林 業	0	0	—	—	—	0	0	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	13,214	11,611	1,602	—	—	11,230	9,627	1,602	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	5,245	5,198	—	—	—	5,102	5,055	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	800	800	—	—	—	1,801	1,801	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	5,895	5,674	—	—	—	6,978	6,757	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	1,104,920	71,210	23,143	—	—	1,077,283	52,114	25,410	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	15,361	15,173	—	—	—	17,121	16,930	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	34,230	21,501	11,394	—	—	39,661	18,720	20,036	—	—
	上 記 以 外	35,421	—	33,223	—	—	53,181	—	51,144	—	—
	個 人	719	716	—	—	3	705	705	—	—	0
	そ の 他	2,105	—	—	—	—	2,214	—	—	—	—
	業種別残高計	1,218,533	132,507	69,364	—	3	1,215,992	112,425	98,194	—	0
残存期間別	1 年 以 下	985,992	46,616	8,233	—	—	955,773	23,081	12,787	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	43,262	29,847	13,415	—	—	50,073	29,760	15,313	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	20,479	12,830	7,611	—	—	27,142	12,266	14,875	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	9,410	7,410	2,000	—	—	13,205	9,551	3,616	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	16,447	12,484	3,963	—	—	20,568	11,931	8,636	—	—
	10 年 超	57,458	23,317	34,140	—	—	65,785	25,831	39,954	—	—
	期限の定めのないもの	85,482	0	—	—	—	83,442	1	3,009	—	—
	残存期間別残高計	1,218,533	132,507	69,364	—	—	1,215,992	112,425	98,194	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含んでおります。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残高のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産などが該当いたします。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

項 目	令和5年度					令和4年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	70	83	—	70	83	82	70	—	82	70
個別貸倒引当金	0	633	—	0	633	0	0	—	0	0
合 計	70	716	—	70	716	82	70	—	82	70

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和 5 年度						令和 4 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	期中減少額 その他	期末 残高	
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	630	—	—	630	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	0	3	—	0	3	—	0	0	—	0	0	—
業種別計		0	633	—	0	633	—	0	0	—	0	0	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

項 目		令和 5 年度			令和 4 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	—	70,788	70,788	—	96,727	96,727
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	3,901	3,901	—	4,207	4,207
	20%	29,804	978,392	1,008,197	25,926	942,127	968,053
	35%	—	91	91	—	67	67
	50%	21,893	3	21,896	28,036	0	28,036
	75%	—	126	126	—	125	125
	100%	3,696	14,792	18,489	3,352	17,386	20,738
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	95,040	95,040	—	98,035	98,035
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		55,395	1,163,138	1,218,533	57,315	1,158,677	1,215,992

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含んでおります。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しております。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取り扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法であります。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などにに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産であります。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度			令和 4 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	18	—	—	25	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	18	—	—	25	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当いたします。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)などが含まれております。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引であります。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引であります。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	—	298	—	—	—	298
金利関連取引	—	37	—	—	—	37
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	—	335	—	—	—	335
長 期 決 済 期 間 取 引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	335	—	—	—	335

令和4年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	206	517	—	—	—	517
金利関連取引	—	37	—	—	—	37
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	206	554	—	—	—	554
長 期 決 済 期 間 取 引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	206	554	—	—	—	554

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つであります。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出しております。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、令和5年3月末時点、令和6年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s ）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法であります。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を減算し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであります。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

- 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。

更に、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。

- 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	令和 5 年度		令和 4 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	76,114	76,114	76,118	76,118
合 計	76,114	76,114	76,118	76,118

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額であります。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益など)

(単位：百万円)

令和5年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益など)

(単位：百万円)

令和5年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和4年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	499,160	544,297
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生いたします。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりであります。

○ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めております。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
リスクマネジメント委員会において、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でV a Rおよび経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）を計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む）に関する説明
金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っておりません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.165年であります。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年であります。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関などは考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
- 内部モデルの使用など、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度からの変動要因は、主に金利リスクを内包する有価証券の売却・償還によるものであります。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
総合的リスク管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	27,060	32,560	3,183	3,440
2	下方パラレルシフト	0	0	211	269
3	スティープ化	14,157	18,019		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	27,060	32,560	3,183	3,440
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	107,398		106,782	

※「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の適正性等に関する確認

確 認 書

- ① 私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月1日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **二宮 敬明**

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しております。

会計監査人の監査

令和5年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。